

公募型プロポーザルに係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

平成26年7月14日

世田谷区

1 業務概要

(1) 件名 企業向け人材定着育成支援情報誌編集委託

(2) 目的及び業務内容

世田谷区内企業等の関係者を対象読者として、若年者人材の早期離職を防止するとともに、次代を担う人材として定着させ、育成していくために役立つ情報を掲載した冊子の企画・編集及び印刷入稿用版下の作成までを行うこと。なお、冊子の印刷は本業務に含まない。

【仕様】A5サイズ、16ページ程度

【内容】(例)

(現代の若者について知る)

○若者の早期離職を取り巻く最近の状況（データ等含む）

○若者の生の声（インタビュー等）

○現代の若者が育った環境（社会背景、家族関係など）

(他の企業の状況)

○他の企業における人材定着及び育成に関する困りごと

○他の企業における人材定着及び育成に関する改善例、工夫した例など

(提言、まとめ)

○若者にどのように接して育てていけばよいか

(3) 履行期間

平成26年9月中旬から平成27年1月30日（予定）

2 参加資格

次の（1）から（4）までの要件を全て満たす法人であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）の規定に該当しないこと。
また、同条第2項による措置を受けていないこと。

(2) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。

(3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

(4) 都道府県民税・区市町村民税に滞納がないこと。

3 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみ行う。

4 提案書を特定するための評価基準

- (1) 実施体制に関する事項
- (2) 同種・類似業務の実績
- (3) 業務の実施方針及び自社のPR
- (4) 業務内容に関する提案
- (5) 見積書

5 手続き等

(1) 担当部署

世田谷区産業政策部工業・雇用促進課 担当 城戸、中西

住所：〒154-0004 世田谷区太子堂2-16-7

TEL：03-3411-6662

E-mail：SEA01002@mb.city.setagaya.tokyo.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

期 間：平成26年7月14日（月）～平成26年7月25日（金）午後3時まで
（土日を除く、8時30分～17時まで。）

場 所：上記（1）に同じ

方 法：窓口配布、又は区のホームページからダウンロードに限る。

(3) 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法

期 限：平成26年7月25日（金）午後3時

場 所：上記（1）に同じ

方 法：持参に限る。

(4) 提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

期 限：平成26年8月25日（月）午後3時

場 所：上記（1）に同じ

方 法：持参に限る。

6 その他

- (1) 提案書作成に要する費用は提案者の負担とする。
- (2) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 契約保証金 免除
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 当該業務に直接関連する他の業務の契約を当該業務の契約者の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無
- (6) 関連情報を入手するための照会窓口 上記5（1）と同じ
- (7) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- (8) 本業務の成果物の著作権は原則的に世田谷区に帰属し、本業務により新たに作成された著作物について、受注者は、区の許諾なくして独占的な権利を設定してはならない。ただし、本業務の契約前に保有していた権利については、この限りでない。
- (9) 詳細は説明書による。